

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会議の名称	令和2(2020)年度第2回枚方市NPO活動応援基金支援審査会	
開催日時	令和3(2021)年 1月21日(木)	午後7時から 午後8時15分まで
開催場所	WEB会議システムを利用したオンライン開催 (枚方市役所別館4階 第4委員会室)	
出席者	会 長：海老原智子委員 副会長：山田裕子委員 委 員：北真収委員、津浦啓子委員、中嶋貴子委員、余田圭二郎委員	
欠席者	なし	
案 件 名	1. 事業補助方針及び補助事業募集要項の検討について 2. その他	
提出された資料等の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・資料①「補助可能額（令和2年12月31日現在）」 ・資料②「募集要項案」 ・資料③「申請様式一式」 ・資料④「包括外部監査の結果について」 	
決 定 事 項	補助方針及び補助事業募集要項は昨年度に見直しを行ったため、その内容を今年度についても継続する。	
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開	
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表	
傍聴者の数	0人	
所管部署 (事務局)	市長公室 市民活動課	

審 議 内 容

- 海老原会長
定刻となりましたので、これより令和2年度第2回枚方市NPO活動応援基金支援審査会を開催いたします。本日は、ご多忙のところ、ご出席頂きましてありがとうございます。それでは案件に入る前に、まず、委員の出席状況について事務局より報告願います。
- 事務局
本日は、委員6名中、6名の出席を頂いており、委員の過半数に達しておりますので、枚方市附属機関条例第5条第2項の規定により、会議が成立していることをご報告させていただきます。
次に、本審査会の公開・非公開についてご説明いたします。本市では、会議の公開、非公開について、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程を定めており、第3条で、審査会の会議は特別な場合を除き、原則、公開するものとしております。
なお、審査会の会議の「公開」または「非公開」の決定は、当該会議に諮って行うものとされております。
- 海老原会長
前回に引き続き、今回の審査会も「公開」することによろしいでしょうか。
- 各委員
異議なし
- 海老原会長
審査会について「公開」と決定します。
- 事務局
会議録についても、同様に同規程第7条に定められており、「公表」または「非公表」の決定も、当該会議に諮って行うものとされております。
- 海老原会長
会議録についても「公表」することによろしいでしょうか。
- 各委員
異議なし
- 海老原会長
それでは会議録について「公表」と決定します。
- 海老原会長
それでは、案件に入らせていただきます。案件は、「事業補助方針及び補助事業募集要項の検討について」です。事務局から案件の説明をお願いします。
- 事務局
(資料①、資料②、資料③、資料④について説明)
- 海老原会長
それでは、ただいまご説明いただきました内容について、検討したいと思います。
- 山田副会長
募集要項に記載されている補助対象経費について、ズーム等に関する経費は補助対象

になるのでしょうか。

それから、包括外部監査において指摘された内容でもありますが、本制度について、NPO 法人に対してアンケート調査は実施していただきたいと思います。登録団体数が少ないことは問題であると認識していますので、そのアンケート調査の結果を踏まえて、登録申請数を増やして欲しいと思います。それでも登録団体数が増えないのであれば、以前から懸案事項になっている事項ですが、NPO 法人に限らず任意団体を対象とすることについて議論する必要がでてくるのではないのでしょうか。

また、補助金申請の提出書類について、既に提出されている前年度の事業報告書等 4 種類の書類は提出が不要となっていますが、審査基準にも記載されている「団体の運営状況の健全性」等の内容を審査するため、必要な書類であると思います。団体からは提出がなかった場合は、事務局でこの 4 種類の書類は準備していただけるのでしょうか。

○ 事務局

既に提出されている場合に、提出を不要とする 4 種類の資料については、各委員に資料としてお渡しする際には、事務局で準備いたします。また、募集要項においても必要書類から削除するのではなく、「既に事務局に提出されている場合は、補助事業申請の際に提出を省略することができる。」という表現で記載したいと考えています。

NPO 法人に対するアンケート調査の実施については、団体登録の通知を全 NPO 法人に対して、毎年 6 月に郵送でおこなっていますので、その際に同封することを予定しています。団体登録数を増やすために何が必要であるか、等の項目について調査したいと考えています。

ズーム等に関する費用についてですが、該当する費用はライセンス料等であると想定されます。ライセンス料や使用料などは団体の経常経費とせず、補助対象に出来るのではないかと考えています。また、パソコン等の備品を購入する場合は精査が必要ではないかと考えています。

○ 海老原会長

ズーム等に関する費用については、補助対象経費として検討するという事務局の見解でしたが、審査会において、事業内容を検証するなかで必要かどうかも含めて、審査できる余地があると思います。

○ 山田副会長

ズーム等に関する費用については、最初から対象外とするのではなく、事業内容を精査したうえで必要であると判断した場合は、対象経費とする方が良いと思います。また、財務書類等の 4 種類の書類については、事務局からの説明のとおりに対応していただければ審査する際に助かりますので、ぜひお願いします。

包括外部監査における意見の中に、「補助金額が少額である」という記載がありますが、アンケート調査により NPO 法人が実際に少額であると感じているかについても調査して頂きたいと思います。他自治体の事例ですが、行政が申請団体に対するサポート体制を充実させていると、補助金額が少額であっても多くの申請があります。補助金額だけではなく、申請の際の行政からのサポート等、申請団体にとってのメリットがある

ことが重要です。今後、この補助金制度の在り方を検討する際には、その点を考慮して検討していただければ良いと思います。

○ 海老原会長

貴重なご意見ありがとうございました。他にご意見などありますでしょうか。

○ 北委員

補助金を複数年にわたって継続的に補助金が交付されている法人があると思います。一般寄附からの補助金の交付回数に上限はあるのでしょうか。

審査基準に自立性・発展性が設けられているということは、事業の発展を促しているということですので、新しい団体へ補助金を交付する機会を増やした方が良いのではないのでしょうか。

○ 海老原会長

一般寄附からの補助の回数の上限は、現状では設定していません。この内容は、例年、この審査会で議論される内容です。実際に、同じような内容の事業が申請され、プレゼンテーションでその発展性について質疑を行った結果、やはり発展性が感じられない場合もありました。昨年に行った制度見直しの中で、まずは一般寄附からの補助率を5割に設定し、その上限30万円することを出発点として、新しい団体へ補助金を交付できるように少しずつ精査していこうとしているのが現状です。発展性についてより厳しく精査するために一般寄附からの補助回数に上限を設定することは、この補助金制度の趣旨からいっても正しいことか思います。しかし、昨年度に制度の見直しを行ったばかりですので、一年度ですぐに制度を改めるのはどうなのかという問題もあります。

○ 北委員

一般寄附からの補助回数に上限を設定することが、すぐには難しいのであれば、自立性や発展性に関する審査基準の項目における評価の配点を増やすことは出来ないのでしょうか。その様な対応をしないと、補助金の趣旨と現状とに矛盾が生じてくると思います。新しいNPO法人が参入してきた方が良いと思うし、既存の法人についても発展する努力をしてもらう必要があると思います。

○ 海老原会長

審査基準の5項目についても、17の具体的項目が設けられたのは、昨年度からであり、また、審査基準は年々精査を行ってきています。また、マンネリ化している事業については、プレゼンテーションの際に、発展の自助努力を促しています。しかし、申請事業の補助申請額が補助可能額を大きく超過する程度ではないため、審査の結果、そういった事業が補助対象事業として採用されることもあります。この点については、他の委員の皆様にもいろいろな意見があると思いますので、お聞きしたいと思います。

○ 中嶋委員

北委員の自立性についての意見、新たな法人による新しい事業の補助申請が必要であると思うし、既存の法人の事業についても発展する努力が必要であるという部分について賛成します。但し、一般寄附からの受給回数の上限設定については、同じ団体が同じような事業を申請することが問題であるかどうかについて議論する必要があると思いま

す。小さな規模の事業の申請を毎年重ねることで、発展できる団体もあると思います。また、審査基準の配点の見直しについても今後、議論される内容であると思います。

包括外部監査の報告にあります。30万円という補助金の額が少額であるかどうかを含めて、枚方市として補助金を多くの団体に配分したいのか、既に発展している団体が実施する大きな事業にも配分したいのか、という点は昨年も議論してきたことです。この基金の特徴は、団体がうまく活用できれば、市を経由して公益的な資金を集めることが出来、寄附者は税制優遇を受けることが出来るという点です。そういった点においても団体に対して、本制度についてどのように活用していきたいのか、また、この制度はどの程度法人に認識されているのか、をアンケートで確認する必要があると思います。

○ 海老原会長

さまざま意見が出ていますが、一般寄附からの補助回数を制限すべきかどうか、審査基準に変更を加えるのかどうか、が今年度の募集要項の議論であると思います。補助内容や審査基準が毎年変更されてしまうとNPO法人が戸惑うので、一定期間は同じ基準で実施した方が良くないか、という意見をもとに、昨年度に募集要項を作成したという経緯があります。その経緯と北委員、中嶋委員の意見を踏まえ、今年度に、補助内容や審査基準に修正を加えるべきかどうかという点について、ご意見はありますでしょうか。

○ 余田委員

補助内容や審査基準は昨年度に変更したばかりであり、その検証がまだ出来ていない状況で再び変更することは、あまり意味がないかと思えます。制度のブラッシュアップに繋がるのかもわかりません。今年度は昨年度の内容を踏襲した方が良くないのでしょうか。

私も自身も社会活動に関わる団体の一員として活動しています。今年度は新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、参加できるメンバーの減少もあり、ほとんど活動が出来ませんでした。そういった状況下でも何か社会の為に活動しようとしている団体に対して、その活動を出来るだけ継続して行えるようにサポートすることも重要ではないかと思えます。

○ 山田副会長

余田委員の意見に賛成です。昨年、補助内容や審査基準を議論しながら作成しましたので、3年程度はその内容で継続し、結果を検討すべきでないでしょうか。

対象をNPO法人に限定した理由は、団体希望寄附を集めていただくという意図があったのですが、その意図がNPO法人に浸透せずに、限られた法人でしか活用できていないのが現状です。制度に対する考え方について、制度設計した市や本審査会とNPO法人との間に乖離があり、NPO法人に団体希望寄附に対するニーズがないのかも知れません。そうであれば、全体的な制度設計を変更した方が、枚方市の市民活動の活性化に繋がる可能性があります。昨年度に、制度開始から10年間を検証して、新たな審査基準や補助内容を作成しましたので、北委員がおっしゃるように、同一事業は3年までとする等の制限も考えられるが、今年度にそのような変更をするのは、次期尚早ではな

いかと考えます。

○ 海老原委員

制度創設当初は寄附がなかなか集まりませんでした。ふるさと納税制度が開始され、コロナ禍でも今年一般寄附の補助可能額が130万円となるまで寄附が集まるようになりました。そういった意味では、制度として充実してきていると思います。しかし、プレゼンテーションの際にも何度も活用を促しているのですが、団体希望寄附の制度があまり機能していないという点は課題であると思っています。

○ 中嶋委員

寄附を集めることができる大きなNPO法人からすれば、事業の実施場所を枚方市に限定される本制度には魅力がないのかも知れません。独自で寄附を集めてしまえば、広域的に活動を実施することが出来ます。本補助金の対象は、NPO法人の中でも広域的に活動をしない団体に限られてしまいますので、本制度を継続的に活用しようとするNPO法人はとても限定されているのではないのでしょうか。

一方で、一般寄附の寄附額は増えてきているのは、関心が高まっているということで良いことだと思います。一般寄附を多く集めて市民活動の財源を充実させるとともに、団体希望寄附を活用できそうな団体に対しては、積極的に啓発していくことが重要であると思います。また、将来的に一般寄附か団体希望寄附かどちらかに特化した制度とする等の制度全体の見直しをする機会には、改めて審査基準や補助内容について議論する必要があると思います。

○ 北委員

先ほどの一般寄附からの補助回数の上限定額や審査基準の変更に関する意見は、単純な視点で発言させて頂きました。今年度から大きく変えるのは難しいと思いますが、本制度の本質に関わることでありますので、中長期的な課題として忘れてはいけないことであると思います。

○ 事務局

制度開始から10年間の検証の結果や、ふるさと納税金の返礼品の基準変更による寄附金額の減少を踏まえて、昨年度に審査基準や補助内容の見直しを行いましたので、今年度は、昨年度の内容を踏襲し、事務局案として提案させていただきました。事務局では、何年間かは制度内容を変更せずに実施したいと考えていますが、包括外部監査からの意見にもありますように、NPO法人に対するニーズ調査を行い、その内容を参考にし、委員会のご意見を伺いながら、中長期的視点で制度の見直しについて、検討していきたいと考えています。

○ 海老原会長

他にご意見等がありますでしょうか。

○ 山田副会長

補助対象団体をNPO法人だけに限定しないことについては、中長期的な制度見直しにおいてぜひご検討いただきたいと思います。団体希望寄附の制度を設けるということで、対象団体をNPO法人に限定するという経緯があったと思いますので、NPO法人に

に対する補助に特化するだけで枚方市の市民活動が活性化するのかということ、中長期的な視点で総合的に考えていただければと思います。

○ 海老原会長

他にご意見等がありますでしょうか。それでは、「事業補助方針及び補助事業募集要項の検討について」は原案通りとするかどうか、承認いただける方は、挙手で意思決定を行いたいと思います。

○ 各委員

(全員が挙手)

○ 海老原会長

全員一致で承認をいただきました。「事業補助方針及び補助事業募集要項の検討について」は事務局案通りに進めていただきたいと思います。続いて(2)その他の案件について、事務局より報告事項等がありますか。

○ 事務局

次回審査会の日程でございますが、事前に調整させていただきました通り3月24日(水)の午後1時ごろから開始させていただこうと考えております。正式な依頼文書につきましては、後日送付させていただく予定です。所要時間は、申請団体数にもよりますが午後8時頃までかかる場合も考えられます。年度末のお忙しい時期とは存じますが、ご協力をよろしくお願いいたします。

○ 海老原会長

ありがとうございます。最後に、先ほど山田委員がおっしゃった、この補助金制度の意義が、補助金の交付だけではなく、その申請の過程におけるサポートも含めてNPO法人にとってインセンティブがあるという部分について、とても共感いたします。そこで事務局に対する要望ですが、プレゼンテーションにおいて審査する際に、もう少し深く事業計画等を作成していれば補助金の交付対象になるのに、と感じる法人もあります。そういった場合に、申請事業が実際に実施できるようにするために、申請時に書類作成のサポート等をしていただければ本制度も発展すると思います。

○ 中嶋委員

海老原会長の意見に同感です。本制度の運用において、ひらかた市民活動支援センターとの連携はどうなっているのでしょうか。制度周知や法人に対するサポートについて連携を図っていけるのではないのでしょうか。

○ 事務局

3年前まで、本審査会の事務はひらかた市民活動支援センターに委託して実施しており、ひらかた市民活動支援センターが本審査会の運営や申請の際の説明会や受付、団体に対する申請のサポートを行っていました。現在は、委託を終了し、市が直接実施しています。市は補助金を交付する立場であるため、申請団体に対してどの程度までサポートできるか等、ひらかた市民活動支援センターとの連携の可能性も含めて検討していきます。

○ 山田副会長

市とひらかた市民活動支援センターが役割分担をして、申請団体に対するサポートを実施できると思います。ぜひ検討していただきたいと思います。

○ 海老原会長

他にご意見はございますでしょうか。ないようですので、これもちまして、令和2年度第2回枚方市NPO活動応援基金支援審査会を終了します。